

## 規制影響分析書要旨

規制の名称	感染症の疑似症患者に対する規制の創設	
主管部局・課室	健康局結核感染症課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成20年4月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>感染症法第8条1項において、二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者については二類感染症の患者とみなして感染症法を適用することとされており、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者については二類感染症の患者とみなして感染症法を適用し、当該疑似症患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行う。これにより、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぎ、被害を最小限にすることができる。</p> <p>また、感染症法第13条において獣医師等は感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める動物について、当該動物が感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、都道府県知事に届け出ることとされている。鳥類に属する動物について、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症にかかっているとの診断等をした場合に、獣医師等の都道府県知事への届出を義務づけることにより、例えば、海外でH5N1型以外の血清亜型の新型インフルエンザの発生が確認された段階で、国内の鳥から同インフルエンザのウイルスが検出された場合、同インフルエンザの発生を迅速に把握することが可能となる。</p> <p>※疑似症患者:当該感染症の症状を呈している者であって、当該感染症の病原体を有していることが確認されていない者</p>	
	(根拠条文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法第6条、第13条、第18条、第19条、第20条</li> <li>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)第4条</li> </ul>
想定される代替案	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者については、四類感染症の患者とみなして感染症法を適用し、当該疑似症患者に対し、積極的疫学調査等の措置を行う。これにより、疑似症患者が鳥インフルエンザ(H5N1)であることを早期に把握し、必要な対策を講ずることが可能となり、感染拡大防止を図ることができるようになる。</p>	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者については、就業制限、入院勧告等の措置により、行動が制限されることとなる。これらにより、行動が制限されなければ得られたであろう賃金等の利益を獲得できなくなることが想定される。</p> <p>また、都道府県知事への届出を義務づけることにより獣医師等の負担は増加する。</p>	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者については、積極的疫学調査に協力するよう努めなければならないことにより、行動が制限されることとなる。</p>

<p>(行政費用)</p>	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症について、発生の状況等の調査や入院勧告、獣医師等からの届出の受理等の業務に係る費用が発生する。</p> <p>なお、本規制を設けない場合は、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぐことができず、その対応のため、行政機関の活動を維持できなくなることも想定される。</p>	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症について、その発生の状況等の調査に係る費用が発生する。</p> <p>なお、本規制を設けない場合は、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合の被害を抑えることができず、その対応のため、行政機関の活動を維持できなくなることも想定される。</p>
<p>(その他の社会的費用)</p>	<p>本規制を設けない場合は、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぐことができず、膨大な数の患者が医療機関を受診することにより、多くの医療資源が消費され、必要とされる治療が停滞する可能性が想定される。また、社会全体の経済的損失は大きくなる。</p> <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合であっても、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぐことができ、医療資源の消費や経済的損失を最小限にすることができる。</p>	<p>本規制を設けない場合は、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることの把握が遅れ、以後の鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぐことができず、膨大な数の患者が医療機関を受診することにより、多くの医療資源が消費され、必要とされる治療が停滞する可能性が想定される。また、社会全体の経済的損失は大きくなる。</p> <p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、積極的疫学調査等の措置を行うことで、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に迅速に対応することが可能となり、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合に生じる医療資源の消費や経済的損失を減少させることができる。</p> <p>ただし、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者には、就業制限、入院勧告等を講じることができず、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、既に鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延していた場合、膨大な数の患者により多くの医療資源が消費され、必要とされる医療が停滞し、社会全体の経済的損失も大きくなることが予想される。</p>
<p>想定される便益</p>	<p>新設・改廃する規制案</p>	<p>代替案</p>
<p>(国民への便益)</p>	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぎ、感染者や死亡者を減らし、被害を最小限にすることができる。</p> <p>また、獣医師等に対し届出義務を課すことにより、迅速に鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症の発生を把握することが可能となり、これらの感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を最小限にすることができる。</p>	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、積極的疫学調査を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる感染者や死亡者を減らし、被害を小さくすることができる。</p> <p>ただし、就業制限、入院勧告等の措置を講じることができず、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合等に、多くの感染者や死亡者が生じることが予想される。</p>

<p>(医療従事者等への便益)</p>	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぎ、患者の発生を最小限にすることができ、医療従業者の負担が軽減される。</p> <p>また、獣医師等に対し届出義務を課すことにより、迅速に鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症の発生を把握することが可能となり、これらの感染症がまん延した場合に生じる患者の発生を最小限にすることができ、医療従事者の負担が軽減される。</p>	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、積極的疫学調査を行うことで、当該感染症のまん延を防ぎ、患者の発生を減らすことができ、医療従業者の負担が軽減される。</p> <p>ただし、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者には、就業制限、入院勧告等の措置を講じることができず、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合等に、多くの患者が発生するため、医療従事者に大きな負担が発生する。</p>
<p>(社会への便益)</p>	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、就業制限、入院勧告等の措置を行うことで、疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)のまん延を防ぎ、患者の大量発生等による経済活動の停滞による経済的損失等を最小限にすることができる。</p> <p>また、獣医師等に対し届出義務を課すことにより、迅速に新型インフルエンザの発生を把握することが可能となり、患者の大量発生等による経済的損失等を最小限にすることができる。</p>	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者に対し、積極的疫学調査を行うことで、当該感染症がまん延した場合に生じる経済活動の停滞による経済的損失等を減少させることができる。</p> <p>ただし、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者には、就業制限、入院勧告等の措置を講じることができず、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合等に、経済活動の停滞による経済的損失等が生じることが予想される。</p>
<p>分析結果</p>	<p>鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者を中心に、一定程度の行動が制限される等のコストが発生するとともに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために、少なからず行政資源や医療資源等が消費される。</p> <p>しかしながら、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が、実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明し、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延した場合に生じる感染者や死亡者、経済的損失等の被害を考慮すると、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための規制を設けて対応することにより、被害を最小限のものとすることができる。</p> <p>なお、代替案によっても一定の効果は得られるが、新設する規制と比較すると、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者には、就業制限、入院勧告等の措置を講じることができず、鳥インフルエンザ(H5N1)の疑似症患者が実際に鳥インフルエンザ(H5N1)の患者であることが判明した場合に、鳥インフルエンザ(H5N1)がまん延し、大量感染者や死亡者が発生し、医療資源の消費など甚大な被害が生じることが予想される。</p> <p>以上により、新設する規制の方が、適切な手段であると考えます。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>平成19年12月7日に厚生科学審議会感染症分科会において、新型インフルエンザ対策を実施する上で、鳥インフルエンザ(H5N1)の患者について入院等の措置の対象とすること、新型インフルエンザについて発生直後から入院等の措置が行えるようにすること等を主旨とする提言、「新型インフルエンザ対策の充実について」が取りまとめられた。</p>	
<p>一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件</p>	<p>上位法令である改正法の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、今般の改正に関する事項が感染症対策上必要かどうかについて検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることを規定する。</p>	
<p>備考</p>	<p>—</p>	